

報告第 20 号

平成 28 年度から令和 3 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率の修正について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

決算年度	実質公債費比率		将来負担比率	
	修正前	修正後	修正前	修正後
平成 28 年度	9.6	9.5	22.2	16.4
平成 29 年度	9.4	8.8	18.2	8.4
平成 30 年度	9.3	8.3	12.8	2.4
令和元年度	9.5	8.3	10.4	—
令和 2 年度	9.5	8.4	4.2	—
令和 3 年度	9.1	8.1	—	—

備考

- 1 実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。

5 監査第 51 号  
令和 5 年 8 月 1 日

安曇野市長 太田 寛 様

安曇野市監査委員 川 上 則 文  
安曇野市監査委員 野 本 博 之  
安曇野市監査委員 大 竹 啓 正

平成 28 年度から令和 3 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率の修正に  
係る再審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再審査に付された、  
安曇野市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、  
その結果について次のとおり意見書を提出します。



平成 28 年度から令和 3 年度決算に基づく  
安曇野市健全化判断比率の修正に係る再審査意見書

安曇野市監査委員



## 安曇野市健全化判断比率の修正に係る再審査意見書

### 第1 審査の対象

- (1) 再審査に付された平成28年度から令和3年度の健全化判断比率
- (2) 上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月1日まで

### 第3 審査の方法

再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して作成され、適正に算定されているかを主眼に置き審査しました。

### 第4 審査の結果及び意見

再審査に付された修正後の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることを認めました。

修正後の健全化判断比率は次の通りです。

(単位：%)

決算年度	実質公債費比率		将来負担比率	
	修正前	修正後	修正前	修正後
平成28年度	9.6	9.5	22.2	16.4
平成29年度	9.4	8.8	18.2	8.4
平成30年度	9.3	8.3	12.8	2.4
令和元年度	9.5	8.3	10.4	—
令和2年度	9.5	8.4	4.2	—
令和3年度	9.1	8.1	—	—

※将来負担比率が算定されていない場合は、「—」と表記しています。

実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないこと、修正された実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準より下回っていることから、特に指摘すべき事項はありません。

報告第 21 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (11.95)	- (16.95)	8.1 (25.0)	- (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 22 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金  
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）  
第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	—	73 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。



報告第 23 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市有明荘特別会計	—	59,850 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 24 号

令和 4 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業  
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,853,154 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,675,988 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

5 監査第 50 号  
令和 5 年 8 月 1 日

安曇野市長 太田 寛 様

安曇野市監査委員 川 上 則 文  
安曇野市監査委員 野 本 博 之  
安曇野市監査委員 大 竹 啓 正

令和 4 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見  
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び同法第 22 条の規定により審査に  
付された、令和 4 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した  
ので、その結果について次のとおり意見書を提出します。



令和4年度決算に基づく

安曇野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

安曇野市監査委員



# 令和4年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

令和4年度安曇野市の各会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査しました。

## 第2 審査の期間

令和5年7月26日から8月1日まで

## 第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき算定された健全化判断比率が適正に算定されているか、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに関係職員からの説明を聴取し審査を実施しました。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

安曇野市の令和4年度決算に基づき算定された健全化判断比率は次表のとおりです。

健全化判断比率	令和3年度	令和4年度	増減	令和4年度 早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.95%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.95%
実質公債費比率	8.1%	8.1%	—	25.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率は算定されない  
ので「—」を記載しました。

## 個別事項

### 1 実質赤字比率について

令和4年度の一般会計等の実質収支額は13億3,231万2千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されません。

参考までに黒字額の比率を算出すると4.89%（前年度3.45%）となります。

### 2 連結実質赤字比率について

令和4年度の全会計を対象とした連結実質収支額は50億6,999万7千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されません。

参考までに黒字額の比率を算出すると18.61%（前年度17.57%）となります。

### 3 実質公債費比率について

実質公債費比率の算出は、3か年の平均であり令和4年度の比率は8.1%となっており、前年度と同様になります。

### 4 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、前年度と同様に算定されません。



## (参考資料)

将来負担比率に伴う地方債残高に対する交付税算入見込額

### 1 一般会計の状況について

市債の当年度末現在高は 364 億 7,668 万 5 千円であり、このうち交付税算入見込額は 327 億 895 万 6 千円です。

このため、自主財源から返済が必要な市債高は 37 億 6,772 万 9 千円となります。

### 2 企業会計の状況について

企業債の当年度末現在高は 276 億 4,771 万 2 千円であり、このうち交付税算入見込額は 128 億 5,404 万 9 千円です。

このため、使用料等から返済が必要な企業債高は 147 億 9,366 万 3 千円となります。

(記載事項なし)

# 令和4年度決算に基づく安曇野市資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

令和4年度安曇野市の各公営企業会計の決算に基づく、資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査しました。

## 第2 審査の期間

令和5年6月8日から8月1日まで

## 第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき算定された資金不足比率が適正に算定されているか、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに関係職員から説明を聴取し審査を実施しました。

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和4年度においては全ての公営企業会計とも資金剰余であり、資金不足比率は算定されませんでした。

令和4年度決算に基づき算定された各会計の資金不足比率は次表のとおりです。

公営企業会計名	令和3年度	令和4年度	令和4年度 経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%
有明荘特別会計	—	—	20.0%
産業団地造成事業特別会計	—	—	20.0%

※ 資金不足比率は算定されないため「—」を記載しました。

## 個別事項

### 1 水道事業会計

資金の剰余額が 25 億 3,754 万 4 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

### 2 下水道事業会計

資金の剰余額が 9 億 2,270 万 1 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

### 3 有明荘特別会計

資金の剰余額が 6 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

### 4 産業団地造成事業特別会計

資金の剰余額が 7 万 3 千円であるため、資金不足比率は算定されません。

